議案第１００号

財産の取得について

　中学校における生徒一人１台端末環境の整備を図るため、情報端末等を購入するにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年小松島市条例第２号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

　令和２年９月２９日提出

小松島市長　中　山　俊　雄

購入物品	中学校用Ｗｉｎｄｏｗｓ　ＯＳ端末等
購入予定価格	４２，３６７，０５０円
内訳	・ＣＨＵＷＩ　Ｈｉ１０Ｘ（日本語ＪＩＳキーボード版） （Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ３６５ＥｄｕｃａｔｉｏｎＧＩＧＡ Ｐｒｏｍｏを含む） ９５１個 ３８，５１５，５００円 ・消費税 ３，８５１，５５０円
購入の相手方	徳島県吉野川市鴨島町知恵島１３２０番地１６ アジア合同会社 代表社員　藤本　順子
納入期限	令和３年２月２６日